

## 神戸市自動車燃料費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、重度心身障害者が移動に要する自動車の運行に伴う燃料費の一部を助成することにより、重度心身障害者の経済的負担の軽減と生活の利便を図り、社会参加への促進により福祉の向上を図ることを目的とする。

2 神戸市自動車燃料費助成事業の実施については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年4月神戸市規則第38号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (対象者)

第2条 この要綱により助成を受けることのできる者は、次の各号のすべてに該当する者とし、その者と生計を一にする者が、当該世帯の保有する自動車を障害者のために使用する時に助成するものとする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当する者のうち、視力障害、下肢障害、体幹障害、脳原性運動機能障害のうち移動機能障害又は内部障害を有する者及び療育手帳の交付を受けた者で、その障害程度が昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」の第3の1の(1)に規定する「重度」に該当する者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の1級に該当する者

(3) 神戸市福祉乗車証交付要綱に基づく福祉乗車証、神戸市敬老優待乗車証交付要綱に基づく敬老優待乗車証又は神戸市重度心身障害者タクシー利用助成事業実施要綱に基づくタクシー利用券の交付を受けていない者

### (申請)

第3条 この要綱により助成を受けようとする者は、自動車燃料費助成申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

### (交付)

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、第2条の規定に該当すると認めるときは、自動車燃料費助成決定通知書（第2号様式）（以下「決定通知書」という）、自動車燃料費助成請求書（第4号様式）を交付するものとする。

2 前項の規定により決定する助成金額は、年間12,000円を限度とし、申請月に応じて次のとおりとする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月
12,000円	11,000円	10,000円	9,000円	8,000円	7,000円

10月	11月	12月	1月	2月	3月
6,000円	5,000円	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円

3 受給資格者が、災害その他神戸市がやむを得ないと判断した理由により申請できなかった場合は、前項の規定にかかわらず福祉局長の認める助成金額を交付することができる。

(決定通知書の有効期間)

第5条 決定通知書の有効期間は、毎年度申請受理日から3月31日までとする。

(利用方法)

第6条 決定通知書の交付を受けた者(以下「利用者」という)は、本要綱の趣旨に賛同した給油所において給油後、給油所職員によって神戸市所定の認印の押印がされた領収書(以下「領収書」という)を受け取る。

(助成金の請求)

第7条 助成金の請求は、当該年度の申請受理日から翌年度の4月30日(休日にあたる場合は、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日及び祝日でない日)までに、自動車燃料費助成請求書(第4号様式)により、市長に請求するものとする。

(助成金の支給)

第8条 市長は、前条の請求があったときは、内容を審査し、適正であると認めたときは、請求日の翌月に助成金を支給するものとする。

(資格喪失・交付決定の取消し等)

第9条 次の各号の一に該当するときは、利用者又はその代理人は自動車燃料費助成受給資格変更(喪失)届(第6号様式)にて速やかに報告しなければならない。

- (1) 利用者が死亡し、又は第2条に規定する資格を喪失したとき
- (2) その他助成金の継続が不用になったとき

2 市長は、利用者が次の各号の一に該当すると認めたときは、以後の交付を停止することができる。

- (1) 不実の申請によって決定通知書の交付を受けたとき
- (2) 不正な使用のため、決定通知書(複製を含む。)を、交付を受けた者以外の者が所持した又は所持させたとき

3 市長は、福祉乗車証、敬老優待乗車証又は重度心身障害者タクシー利用券について、前項各号に規定する事実又はこれに類する事実により交付停止又は適用除外を受けている者に対しては、決定通知書の以後の交付を停止する。

(助成金の返還)

第10条 市長は、虚偽その他不正の手段により助成金を受けた者がいるとき、当該助成金の一部又は全部を返還させることができる。

(届出義務)

第11条 次の各号の一に該当するときは、利用者又はその代理人は速やかに市長に届出させるものとする。

- (1) 第2条に規定する要件に変動が生じたとき

(未支給の助成金)

第12条 利用者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき助成金で、まだその者に支給していない助成金があるときは、その者と生前同居していた配偶者又は扶養義務者は、自動車燃料費助成総代人届(第5号様式)により、その未支給の助成金を請求することができる。

(帳簿の整備)

第13条 市長は、利用者が自動車燃料費助成交付簿(第3号様式)を作成し、決定通知書の交付状況を明らかにしなければならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施について必要な事項は、福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月23日から施行する。